

# 令和7年度 弘前市職員採用資格試験 (障がい者対象)

障がい者採用情報



障がい者を対象とした弘前市職員採用資格試験を次のとおり行います。

## 1 試験職種、職務内容及び採用予定人数

| 試験職種 | 職務内容    | 採用予定人数 |
|------|---------|--------|
| 行政   | 行政事務の職務 | 2人程度   |

## 2 受験資格

次の(1)から(4)までの要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和56年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本国籍を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次のアからウ）のいずれにも該当しないこと。
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※ 手帳等は受験申込日及び試験日当日において有効であることが必要です。

- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

### 3 第一次試験

(1) 試験日及び場所 令和7年10月26日(日)

弘前市役所会議室(弘前市大字上白銀町1-1)

注) 災害等により試験の実施日程等に変更が生じた場合は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式X(旧ツイッター)への掲載等によりお知らせします。

(2) 試験の方法

| 試験種目   | 内 容 ・ 出 題 分 野                                                                                                                                                                                 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 性格検査   | 公務員としての適性についての質問紙法による検査<br>【選択回答式筆記試験】(150題 20分)                                                                                                                                              |
| 適性検査   | 計算、分類等の正確さ、迅速さ等作業能力<br>【五肢択一式筆記試験】(100題 10分)                                                                                                                                                  |
| 職務能力試験 | 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題<br>【四肢択一式筆記試験】(60題 60分)<br>※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。<br>※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識やニュース等で報道された内容が出題されます。 |

※ 試験問題は、活字印刷文による出題となります。(拡大鏡の使用は可能)

(3) 第一次試験合格発表予定日 令和7年11月中旬頃

弘前市役所前の掲示板(観光館側公衆電話横)に掲示します。

文書による通知は、合格者のみに行います。

市のホームページにも掲載予定です。

ホームページ・アドレス <http://www.city.hirosaki.aomori.jp>

### 4 第二次試験

(1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。

(2) 試験の方法 作文試験及び面接試験を行います。

### 5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から起算して2年間です。採用の時期は、原則として令和8年4月1日以降です。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

## 6 試験結果の提供

この試験で不合格になった場合、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、受験者本人が口頭で試験結果の提供を求めることができます。なお、本人以外の代理人には提供しません。

提供を求める際には、本人確認が可能な顔写真が添付された書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、学生証等）を持参し、総務部人事課（市役所前川本館2階）へ直接おいでください。

受付時間は、平日の8時30分から午後5時までです。

提供する期間は、合格発表の日から1か月間です。

提供する内容は、第一次試験、第二次試験ともに順位と得点です。

## 7 給与・勤務条件等（令和7年4月1日現在）

### （1）基本給月額（初任給）

194,500円 （令和7年4月採用の高校新卒者の場合）

職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）することもあります。

### （2）諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。また、要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

### （3）勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分（原則）

### （4）休暇制度 年次有給休暇（年20日。4月1日採用の場合はその年は、15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し）、病気休暇、特別休暇等

## 8 受験手続

次の書類を弘前市総務部人事課人事研修係（市役所前川本館2階）に提出してください。

○受験申込書 1通 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。

受験申込書とは別に、実務経験に関する資料として「職務経歴書」を添付いただいても構いません。（必須ではありません）

○受験票 1通 受験票は、次のいずれかにより準備してください。

- ・郵便はがき（85円）に、市ホームページに掲載している「受験票様式」を印刷または貼り付けて、返送先住所・氏名を記入する。
- ・人事課で交付する「受験票様式」を郵便はがき（85円）に貼り付け、返送先住所・氏名を記入する。

記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。

※受験申込書及び受験票の様式は市ホームページからダウンロードできます。

受験申込書はA4サイズの紙に印刷して提出してください（両面印刷可）。

※郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、140円切手を貼付した返信用封筒（角2号）を同封して、封筒の表に「職員採用試験案内希望」と朱書きして、弘前市総務部人事課人事研修係へ郵送してください。

## 9 申込受付期間等

### ○申込受付期間

**令和7年9月1日（月）から令和7年9月29日（月）まで（必着）**

（土曜日、日曜日、祝日は閉庁していますので、受付をしません）

### ○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。

（この時間内に受付場所に到着したものに限り受付をします）

### ○受付場所 市役所前川本館2階人事課人事研修係

なお、**郵送による場合は、令和7年9月29日（月）までに到着したものに限り**受付をします。

また、**簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。**

## 10 受験票の交付

**受験票は、令和7年10月14日（火）ころ発送する予定です。**なお、受験票が10月20日（月）までに届かない場合は、「12 問い合わせ先」へ連絡してください。

**行き違いがないよう、受験票の宛先は確実に受領できる住所を記入してください。**

## 11 受験上の配慮

受験に際して何らかの配慮を希望される方は、申込書の「受験上の要望事項」欄に記入してください。

（参考）○視覚障害（又は読字障害）のある方 拡大印刷での問題提供など

○聴覚障害のある方 試験官の発言事項の書面伝達、手話通訳

○ルーペ、拡大読書器、補聴器等の補装具の持ち込み

○車イスの使用、介助犬・補助犬等の同伴

○介助のための付添人同行（別室待機）

○市役所駐車場の利用（本人が自動車でなければ来られない場合）

※内容によっては、試験の実施上配慮できない場合もあります。

※申込書への記入がない場合は、ご希望の対応ができないことがあります。

※受験の際、配慮を希望される方については、不利益や不公平にならない範囲で試験日時、試験会場等を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 12 問い合わせ先

問い合わせは、弘前市総務部人事課人事研修係（〒036-8551 弘前市上白銀町1-1  
電話 0172-35-1111（内線533・544）、0172-35-1119（直通）FAX 0172-36-7315  
メール jinji@city.hirosaki.lg.jp）にしてください。

試験に関する情報は、市ホームページ及び弘前市職員採用試験公式X(旧ツイッター)に掲載しています。